(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

安芸高田市のハザードマップによると、「江の川上流」、「多治比川(江の川水系)」、「三篠川(太田川水系)」が、浸水被害を引き起こす可能性があるとして警戒する対象河川となっている。特に「江の川」と「多治比川」流域は、市役所本庁及び当商工会も立地する商業集積地だが、その広い範囲が浸水想定区域に入っており、想定最大規模の降雨では、10m 近くの浸水が想定される場所もあり、相当大規模な被害が想定される。

◆安芸高田市 Web 版ハザードマップ

https://www.akitakata.jp/hazardmap/flow_01.html

(土砂災害:安芸高田市地域防災計画、ハザードマップ)

安芸高田市が「安芸高田市地域防災計画(令和2年10月)」において公表している土砂災 害警戒区域は、安芸高田市内全域で合計1,890か所と、極めて多くの危険個所があることが 伺える。

◆土砂災害警戒区域(特別警戒区域含む) 指定筒所一覧表

地域	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合 計
吉田町	191	136	1	328
八千代町	110	95	1	206
美土里町	180	116	0	296
高宮町	338	170	1	509
甲田町	115	153	0	268
向 原 町	110	172	1	283
合 計	1, 044	842	4	1,890

(地震による災害:安芸高田市地域防災計画、ハザードマップ)

安芸高田市地域防災計画による被害想定結果によると、安芸高田市直下地震においては最大震度6強、南海トラフ巨大地震においては最大震度6弱の地震が発生すると予測されている。また、安芸高田市のハザードマップによると、直下地震では市中心部が震度6強の発生する区域と予想されている。

◆安芸高田市の人的・物的被害の想定結果

想定地震	建物被害(棟)				人的被害(人)			ライフライン 被害	
	全壊	半壊	焼失	死者	死者 負傷者 重		断水	停電	
市直下型	1, 411	4, 675	9	87	1, 119	144	19, 308	902	
南海トラフ	179	899	0	0	79	1	9, 335	31	

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,172 社 ・小規模事業者数 958 社 (平成26 年経済センサス基礎調査)

<表 1 商工業者内訳>

合計	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・ 宿泊業	サービス業	その他
1, 172	162	172	49	286	111	340	49
割合%	13.8	14. 7	4. 2	24. 4	9. 5	29. 0	4.2

<表2 法定商工会員内訳 H27.3.31 と R2.3.31 の比較>

	合計	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・ 宿泊業	サービス 業	その他
U97 9 91	724	159	127	12	195	52	147	32
H27. 3. 31	割合%	22.0	17. 5	1. 7	26. 9	7. 2	20. 3	4. 4
DO 0 01	637	148	112	11	161	47	124	34
R2. 3. 31	割合%	23. 2	17. 6	17. 2	25. 3	7. 4	19. 5	5. 3
差引増減	▲87	▲ 11	▲ 15	1	▲34	\$ 5	▲23	2

商工会員数の推移

近年の商工会員数の減少の原因は、代表者の死亡、事業廃止などの理由による法定脱退者が圧倒的に多い。表2のとおり、安芸高田市商工会管内においては特に小売業の減少が大きいが、総体的に経営資源の脆弱な小規模事業者が、慢性的に抱えている「売上の確保」「仕入条件の改善」「商品構成の見直し」等の基本的な経営課題の改善に着手できずに、廃業に追い込まれるケースが多いことが推測される。

このことに加えて、多発する「自然災害」や今年の「新型コロナウイルスの感染」など、新しい課題に対抗し事業を継続していくためには、事業所BCPを計画することが重要な条件となってきた。

(3) これまでの取組み

1) 安芸高田市の取組み

- ①安芸高田市地域防災計画の策定
 - ・令和2年10月に改訂版を策定(基本編・震災対策編・南海トラフ地震防災対策推進計画)
- ②安芸高田市水防計画の策定
 - ・令和2年10月に改訂版を策定
- ③情報伝達
 - ・戸宅端末(お太助フォン)、緊急速報メール(エリアメール)、安芸高田市公式 LINE(登録制)、安芸高田市公式 Facebook、消防団による広報等の利用により、災害時には速やかに安芸高田市民に周知を行っている。

④Web 版ハザードマップの公開

・安芸高田市民が土砂災害の危険個所や河川の浸水想定区域などを、より確認しやすくするために安芸高田市防災ハザードマップ Web 版を公開した。

⑤災害協定の締結

- ・行政機関や消防機関、指定公共機関等と協定を締結し、災害時の相互応援や協力体制 を構築している。また、民間事業者とも協定締結し、それぞれの事業者の強みを活かし た支援関係を構築している。
- ⑥自主防災組織の育成、指導
 - ・災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民 による自主的な防災組織の育成、指導を図っている。
- ⑦防災備品の備蓄
 - ・食料や寝具、日用品等の物資を、本庁及び各支所に分散備蓄を行っている。

2) 当会の取組み

①平成30年7月豪雨における災害復旧のための補助事業の取り組み

項目	申請実績	備考
小規模事業者被災型持続化	・平成30年度 14者申請	・上限 2,000 千円 (国)
補助金申請	・平成31年度 14者申請	・上限 250 千円 (県)
広島県中小企業等グループ	・中小企業等グループの参加	・事業に要する経費
施設等復旧整備補助事業復興	企業数・団体数 9者	51,030 千円
事業計画	•中小企業者 8者	• 補助金申請額
	· 中小企業者以外 1 者	24,750 千円
	※辞退者 4者	

- ②事業者BCPに関する国の施策の周知
- ③事業者BCP策定セミナーへの当会経営指導員の参加
- ④コロナ禍における、事務所職員内でのLINEWORKSを活用した情報伝達。

Ⅱ. 課題

平成30年7月豪雨の時に、本市においても特定の河川沿いの地域において被災があった。 当時は、災害に対応できるマニュアルも整備されていなかったために、当会事務局の行動指 針も示すことができず、被災状況の情報収集にはじまり、安芸高田市当局や関係機関との連携 並びに情報共有が不十分な状況となった。

安芸高田市商工会の事業継続計画(BCPマニュアル)の策定並びに、事業継続力強化支援 計画を策定し、市当局や関係機関との連携を確立することが、喫緊の課題となる。

Ⅲ. 目標

- ①当会のBCPマニュアルを作成し、事務局内で行動指針を徹底する。
- ②安芸高田市当局と連絡方法等の連携体制を構築する。
- ③地域内の小規模事業者に対して、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

④地域事業所の事業継続力強化計画の策定支援を行う。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画策定件数	8件	8件	8件	8件	8件

経営指導員1名あたり2件の計画策定を目標とし、年間合計で8件(経営指導員4名×2件)の計画を策定する。(グループ補助金申請の参加中小企業者数に相当)

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・安芸高田市と当会の役割分担、体制を整備し、連携して次の事業を実施する。

1) 事前の対策

・令和2年に作成した「安芸高田市商工会事業継続計画(BCPマニュアル)」に基づき、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災害補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・商工会報や安芸高田市広報、ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、 損害保険の概要、事業所BCPに積極的に取り組む管内小規模事業者の紹介等を行う。
- ・管内小規模事業者に対し、事業所BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について、指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招聘し、管内小規模事業者に対する啓発セミナー や行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

②安芸高田市商工会事業継続計画(BCPマニュアル)の作成

・当会においても、事業継続計画(BCPマニュアル)を作成した。(別添のとおり)

③関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合と全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門 家の派遣を依頼し、会員以外も対象とした啓発セミナーや各種保険の紹介等を、関係方面 と連携し開催する。
- ・関係機関へ啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催も依頼する。

④フォローアップ

・本計画においては、平成30年7月の豪雨災害時にグループ補助金などで関わりを持った事業所を中心に、事業継続力強化計画(事業所BCP)の策定等の状況をヒアリングするとともに、継続支援を行う。

⑤当該計画に係る訓練の実施

・自然災害が発生したと仮定し、安芸高田市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する。)

2) 発災後の対策

・自然災害等による発災時には、人命救助が第1であることは言うまでもない。その上で、 下記の手順により、地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・当会のBCPマニュアルに記載のラインワークスを活用し、職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を情報収集し、安芸高田市と当会で情報共有する。

②応急対策の方針決定

- ・安芸高田市と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。なお、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、まず職員自身が安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、概ね10日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、非常時連絡網で、ラインワークス、電話等で情報伝達を行う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	(1)地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等
	比較的軽微な被害が発生している。
	(2)地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、
	大きな被害が発生している。
	(3)被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網
	が遮断されており、確認ができない。
被害がある	(1)地域内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、
	比較的軽微な被害が発生している。
	(2)地域内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、
	大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	(1)目立った被害の情報がない。

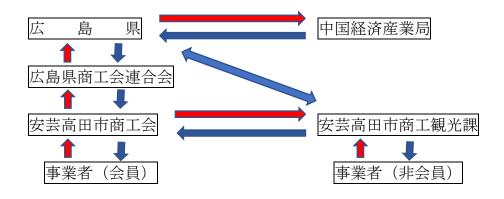
※なお、連絡がとれない地区については、大規模な被害が生じているとものと考える。

・本計画により安芸高田市と当会は、次表の間隔で被害情報を共有する。

発災後~1週間	1日に2回共有する
1週間~2週間	1日に1回共有する
2週間~1か月	1週間に1回共有する
1か月以降	2週間に1回共有する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円 滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・2次被害を防止するため、被災地区で行う活動について決定する。
- ・安芸高田市は、当会と被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算 定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・安芸高田市と当会が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。(メール or FAX)
- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、 安芸高田市産業振興部商工観光課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図のとおり、情報共有または報告を行う。



4) 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、安芸高田市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確保された場所においては、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施設(国や広島県、安芸高田市の施策)について、地区内小 規模事業者等へ周知する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・安芸高田市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して 支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や安芸高田市、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

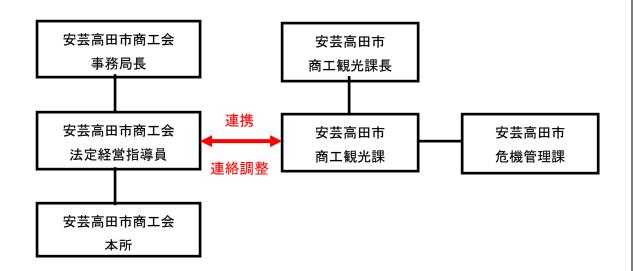
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

(1)実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化 支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営支援課 寺井 朋也 (安芸高田市商工会 TEL0826-42-0560)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画・実行に関すること。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップに関すること。(年1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①安芸高田市商工会

731-0501 広島県安芸高田市吉田町吉田 979-2 TEL 0826-42-0560 FAX 0826-42-0243 E-mail akitakata@hint.or.jp

②安芸高田市役所 産業振興部商工観光課

731-0501 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

TEL 0826-47-4024 FAX 0826-42-1003 E-mail shokan@city.akitakata.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要	要な資金の額	1, 060, 000	1, 060, 000	1,060,000	1, 060, 000	1, 060, 000
	・専門家派遣費	525, 000	525, 000	525, 000	525, 000	525, 000
	• 委員会運営費	35, 000	35, 000	35, 000	35, 000	35, 000
	・セミナー開催費	150, 000	150,000	150, 000	150, 000	150, 000
	・広報物印刷費	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000
	・郵送費	150,000	150,000	150, 000	150,000	150,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- · 広島県小規模事業経営支援事業費補助金
- · 安芸高田市商工業振興事業補助金
- ・会費収入
- 各手数料収入

ほか